

香芝市公告

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づいて買取り申出のあった生産緑地について、同法第13条の規定に基づき取得を希望される方への斡旋を行っています。

取得を希望される方は申し出て下さい。

令和5年1月24日

香芝市長 福岡憲宏

1 斡旋する土地

生産緑地の区域	買取り申出日
香芝市磯壁四丁目165-1、166-1 167-1、168-1	令和4年12月26日

2 申出場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課

TEL 0745-76-2001（内線204）

3 その他の事項

- ・ 買取り申出の日から3箇月以内に所有権の移転が必要です。
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）による農地を取得できる方に限ります。